

平成30年度 新宿区社会福祉協議会



つなぐ
育む社協へ

地域ささえあい活動助成金

～ご案内と助成金ガイドライン～

1. 助成金事業の目的



この助成金事業は、地域の活動団体による支えあい・助けあい活動及び高齢者、障害者等の当事者団体による福祉活動等、地域のニーズに基づいた取り組みに対し、経費の一部を助成することで、新宿区の地域福祉の向上を図っていくことを目的としています。

このような主旨から、助成金の財源には毎年多くの区民等からお寄せいただいた赤い羽根共同募金及び歳末・地域たすけあい運動募金を活用させていただいています。

2. 申請の受付期間と事業の対象期間

期	申請の受付期間	審査委員会	事業の対象期間
1	1月22日(月)から 2月20日(火)まで	3月	4月1日から 平成31年3月31日まで
2	4月20日(金)から 5月21日(月)まで	6月	7月1日から 平成31年3月31日まで
3	7月20日(金)から 8月20日(月)まで	9月	10月1日から 平成31年3月31日まで
4	10月22日(月)から 11月20日(火)まで	12月	平成31年1月1日から 平成31年3月31日まで

※ 土曜日及び日曜日、祝日は除く、9時から17時まで受付。

3. 助成対象団体

- (1) 新宿区社会福祉協議会（以下「新宿社協」という。）の会費会員であること。
- (2) 主に区内で活動し、区民を対象とした取組みを行う団体であること。
(法人格の有無は問いません)
- (3) 申請した事業計画に従って事業を遂行できること。
- (4) 当該年度内に既に当助成金の交付を受けていないこと。(種別番号①は除く)
- (5) 過去に当助成金の交付を受けたことがある場合、当該助成事業について遅滞なく実績報告がされていること。

※ 営利、政治、思想及び宗教活動を目的とする団体及び反社会的勢力と関係のある団体は、いかなる場合も申請の対象となりません。

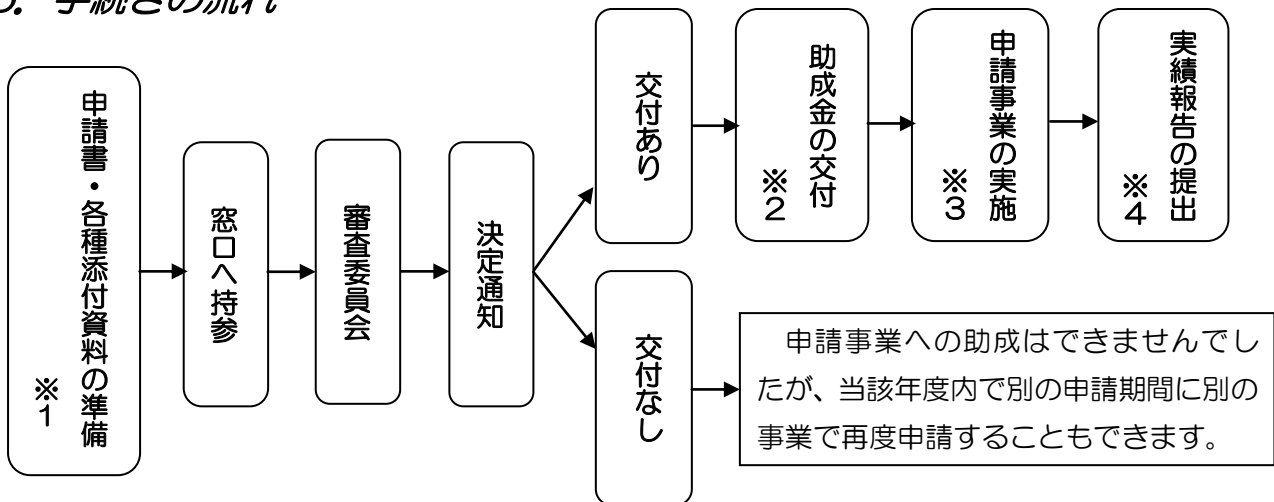
4. 助成対象となる事業

地域のニーズに基づいて実施する、新宿区の地域福祉の向上が期待できる事業に助成を行います。具体的な助成金の種別と助成対象事業は P.3 ガイドラインを参照してください。

5. 申請に必要なもの

- | | |
|-------------------|-------------------------|
| (1) 交付申請書 | (4) 団体の本年度収支予算書および事業計画書 |
| (2) 定款・会則または設立趣意書 | (5) 団体の前年度収支決算書および事業報告書 |
| (3) 役員名簿又は会員名簿 | (6) 経費見積書類および説明資料 |
| | (7) その他申請団体の概要がわかる資料 |

6. 手続きの流れ



- ※1 申請書は、高田馬場事務所窓口で配布するほか、ホームページからもダウンロードできます。
- ※2 決定の通知から交付まで 1 週間程度かかります。
- ※3 助成事業の実施に際して、赤い羽根共同募金と歳末・地域たすけあい募金の募金を原資とする新宿社協の助成金である旨を必ず明示してください。
- ※4 申請事業終了後 1 か月以内に実績報告書及び領収書の原本、関係書類を提出してください。

7. 注意事項

- ★ 申請の際は事前連絡の上、申請書を新宿社協窓口までご持参ください。助成金担当と面談の上での申請受付となります。
- ★ 以下に該当した場合、原則として、助成金の取消・返還、一部返還を求めます。
 - (1)虚偽の申請や不正な手段による申請があった場合
 - (2)申請した事業の全部または一部を実施しなかった場合
 - (3)申請内容と異なる事業や用途で使用した場合
- ★ 助成金は、申請内容について審査委員会で審議のうえ交付決定しているため、交付決定後の事業内容の変更は原則としてできません。ただし、やむを得ず変更しようとするときは、必ず事前の承認を受けてください。
- ★ この助成金は、赤い羽根共同募金、歳末・地域たすけあい募金を主な財源としていますので、交付を受けた場合、東京都共同募金会のホームページ及び新宿社協事業報告書、ホームページ、広報紙等で公開されます。

種別番号	助成種別	具体的な事業例	事業の受益者	助成割合・助成限度額		経費		
						対象経費の例	対象外	
1	団体による当事者活動を支援する事業	研修合宿、体験学習、普及啓発活動、地域交流活動など	各団体の当事者及び家族、当事者を支援する地域住民等	助成対象経費の2/3 200,000		<ul style="list-style-type: none"> ・講師謝礼※1 ・ボランティア・介助者交通費 ・会場使用料・機材借受費 ・広報費 ・研修費 	<ul style="list-style-type: none"> ・有料道路代 ・施設入場料 ・保険代 ・消耗品費 ・印刷製本費 ・連絡通信費 ・材料費※4 ・調査・研究経費※5 	<ul style="list-style-type: none"> ・現金給付 ・物品贈呈費 ・飲食費 ・実踏経費 ・接待経費 ・寸志・心づけ ・お土産・記念品代 ・家賃
2	団体による地域福祉の視点が盛り込まれた事業(町会を除く)	団体の学習、研修、啓発活動、交流活動など	当事者と不特定の地域住民※2等	助成対象経費の2/3 200,000		<ul style="list-style-type: none"> ・研修参加交通費 ・バス借上費 ・実踏経費※3 	<ul style="list-style-type: none"> ・書籍等購入費 ・会場使用料 ・機材借受費 ・保険代 	<ul style="list-style-type: none"> ・光熱水費、電話・インターネット料金 ・送料・振込手数料 ・機関紙・定期刊行物の発行経費
3	主に子どもを対象とした食事支援及び学習支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・定例活動の会場使用料 ・事業立ち上げ経費(印刷・消耗品など)(1年目のみ) 	当事者と不特定の地域住民※2等	会場使用料1回あたり4,000円上限 それ以外は助成対象経費の3/4 200,000		<ul style="list-style-type: none"> ・講師謝礼※1 ・消耗品費 ・印刷費 ・調査・研究経費※5 ・学習会・研修会参加費 	<ul style="list-style-type: none"> ・消耗品費 ・印刷費 ・連絡通信費 ・調査・研究経費※5 	<ul style="list-style-type: none"> ・職務として参加する職員の宿泊費、交通費(バス等借上費を除く)、施設入場料、保険料、研修費等 ・役員(有給・無給問わず)への報酬・謝礼 ・備品の購入及び施設の改修、修繕経費
4	団体の周年行事等経常経費では対応できない活動(地域福祉につながるもの)(町会を除く)	5年単位で団体が実施する周年行事など	当事者と不特定の地域住民※2等	助成対象経費の2/3 300,000		<ul style="list-style-type: none"> ・講師謝礼※1 ・ボランティア・介助者交通費 ・会場使用料・機材借受費 ・広報費 ・保険代 	<ul style="list-style-type: none"> ・消耗品費 ・印刷費 ・連絡通信費 ・調査・研究経費※5 	
5	地域福祉活動団体の立ち上げ	印刷・消耗品・会場使用料など(1年目のみ)	立ち上げ予定の団体・グループ	助成対象経費の3/4 200,000		<ul style="list-style-type: none"> ・講師謝礼※1 ・消耗品費 ・印刷費 ・調査・研究経費※5 ・学習会・研修会参加費 	<ul style="list-style-type: none"> ・書籍等購入費 ・会場使用料 ・機材借受費 ・保険代 	
6	ふれあいいきいきサロン等の継続活動支援	サロンやコミュニティカフェ等の定例活動など(3年間)	サロン活動参加者及び協力者	月2回以内(1年目)	40,000	<ul style="list-style-type: none"> ・講師謝礼※1 ・会場使用料・機材借受費 ・保険代 		
				月3回以上(1年目)	60,000	<ul style="list-style-type: none"> ・茶葉・茶菓代 ・広報費 ・消耗品費・印刷製本費 		
				2年目	それぞれ3/4	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡通信費 ・光熱費・電話料金※6 		
				3年目	それぞれ1/2			
7	町会・自治会による支えあい・助けあい活性化の視点が盛り込まれた事業	見守り、サロン活動、地域まつりなどの町会・自治会における支えあい・助けあい活動等の福祉活動(祭礼を除く)など	町会員または町会員と不特定の地域住民※2等	助成対象経費の2/3(同一事業に対しては3年を上限)	<ul style="list-style-type: none"> 単独町会 100,000 複数町会 200,000 	<ul style="list-style-type: none"> ・講師謝礼※1 ・ボランティア・介助者交通費 ・会場使用料・機材借受費 ・消耗品費 ・印刷製本費 ・保険代(見守り活動等にかかる保険代は全額) ・広報費 ・材料費※4 		

※種別番号「1」以外は年1回の交付とします。(種別番号「1」は、当事者団体等が申請する場合は助成限度額の範囲内で複数申請が可)

※各注釈はP.4をご参照ください。

注釈(P.3 ガイドライン)

※1 講師謝礼(基準額)

区分	対象	金額	説明等
A	大学教授、著名学識者、専門的な技能、知識を有する者もしくは、他に代替が困難な特別な技能、知識を有する者等。	15,000円	・講師謝礼基準額は1時間を単位とし、所得税・消費税や旅費・交通費を含むものとする。 ・講師謝礼については、左記の金額を上限とし、超える部分に関しては自己負担とする。 ・申請団体の役職員(有給無給問わず)に支払う講師謝礼は対象外。 ・A及びBは申請の際は、講師プロフィールを添付すること。
B	A及びCに該当しない者	10,000円	
C	・障害者等の当事者団体の会員(当事者や支援ボランティア)等 ・ボランティア、地域活動等を行っている者等	5,000円	

※2 不特定の地域住民

特定の組織の会員、構成員等に限定されていないこと。

※3 実踏経費

障害者等の当事者が行う場合のみ対象。

※4 材料経費

基本的に食材費は含まないが、広く不特定の地域住民を受益者とする場合は対象とする。

※5 調査・研究経費

調査・研究事業の全てを外部に委託する場合は対象外とする。調査・研究成果は当該年度内にまとめること。(中間報告を含む)。

※6 光熱水費・電話料金

会の運営に経常的にかかる光熱水費・電話料金等は助成しない。

ただし、ふれあいいきいきサロン活動等の場合は、活動分の金額が明確にできるもののみ対象とする。

★ このご案内及び助成金ガイドラインの他、地域ささえあい活動助成金交付要綱を併せてご確認のうえ、お手続きください。

★ 受付期間前でも随時ご相談をお受けしています。お気軽にお問い合わせください。

～団体・施設のみなさまへ～

赤い羽根共同募金、歳末・地域たすけあい運動の募金箱の設置等にご協力ください。
この助成金事業のほか、区内のさまざまな福祉事業のために役立てられます。



社会福祉法人 新宿区社会福祉協議会

◇法人経営課・助成金担当

〒169-0075 新宿区高田馬場 1-17-20

TEL 03-5273-2941 / FAX 03-5273-3082

E-mail houjin@shinjuku-shakyo.jp

ホームページ <http://www.shinjuku-shakyo.jp>

※ 土曜日及び日曜日、祝日は除く、9時から17時まで受付